

令和 7 年 3 月 1 2 日

## 託送供給約款変更の認可について

関東経済産業局長から、大東ガス株式会社（法人番号 3030001056382）によるガス事業法第 4 8 条第 2 項の規定による託送供給約款の変更の認可申請に関する、ガス事業法第 1 7 7 条の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、別紙のとおり、査定方針をとりまとめました。これをもって、委員会の意見として回答しました。

(別 紙)

官 印 省 略  
20241204 関 東 第 48 号  
令 和 7 年 3 月 1 2 日

関東経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

託送供給約款変更の認可について (回答)

令和6年12月4日付け 20241122 関東第 27 号によりガス事業法第177条の規定に基づき、貴職から当委員会に意見を求められた件については、審査の結果、別添のとおり回答します。

別添

託送供給約款変更認可申請に係る査定方針

令和7年3月

関東経済産業局総務企画部電力・ガス取引監視室

## ～はじめに～

### -審査の経緯-

(1) 2024年11月22日付けで、大東ガス株式会社（以下、「申請者」という。）から関東経済産業局長（※1）に対し、ガス事業法第48条第2項本文の規定に基づき、託送供給約款変更認可申請（以下、「変更認可申請」という。）が行われ、2024年12月4日付けで関東経済産業局長より電力・ガス取引監視等委員会（以下、「関東局監視室」という。）へ申請内容について意見聴取が行われた（※2）。

※1 ガス事業法第48条第2項に定める一般ガス導管事業者の託送供給約款の変更の認可については、経済産業大臣から各経済産業局長に事務が委任されているため、関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課が担当。

※2 一般ガス導管事業者の託送供給約款の変更の認可に係る経済産業大臣からの意見聴取に対する委員会の意見に係る事務は電力・ガス取引監視等委員会委員長から各経済産業局長に委任されているため、本件事案は、関東経済産業局総務企画部電力・ガス取引監視室が担当。

(2) 関東局監視室においては、ガス事業法、「ガス事業託送供給約款料金算定規則」（以下、「算定規則」という。）及び「一般ガス導管事業託送供給約款料金審査要領」（以下、「審査要領」という。）に基づき審査を行った。

(3) ガス事業法第89条第2項の規定により委任された同法第172条第1項の規定による立入検査権限に基づき、2025年1月7日、8日、10日の3日間、関東局監視室の検査官及び調査官（以下、「検査官等」という。）の5名が申請者の会議室において、申請原価の審査を行った。検査官等は、申請者から事前に提出を受けた資料を含む証拠書類等を確認し、不足書類については、立入検査後に、必要に応じて申請者に対し資料の追加提出を要請した。

(4) こうした審査に基づき、以下のとおり関東経済産業局長から意見聴取のあった申請者に係る査定方針を策定した。

### 【申請の概要】

#### ●ガス需要計画

(単位:千m<sup>3</sup>)

	2023年度実績	2024年度見込	2025年度	2026年度	2027年度	原価算定期間計	原価算定期間計 (3年平均)	備考
需要量	114,538	115,938	92,525	93,001	93,224	278,750	92,917	45MJ

#### ●設備投資計画

(単位:百万円)

	2023年度実績	2024年度見込	2025年度	2026年度	2027年度	原価算定期間計	原価算定期間計 (3年平均)	備考
合計	1,774	1,784	1,743	1,630	1,631	5,004	1,668	

## ●託送料金原価の内訳（3年平均）

（単位：千円）

労務費	修繕費	減価償却費	固定資産除却費	事業者間精算費	需給調整費	バイオガス調達費	需要調査・開拓費	その他経費	営業外費用	法人税等	事業報酬	控除項目	託送総原価
879,606	27,465	1,759,770	97,932	430,183	0	0	0	1,108,568	0	7,444	275,202	0	4,586,170

## ～基本的な審査の方針～

ガス事業法第48条第2項本文の規定に基づき、2024年11月に変更認可申請がなされた託送供給約款について、算定規則や審査要領等の法令関連規定に照らし、申請された料金が「料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること」等の同法第48条第4項の規定の要件に合致したものであるかを審査する必要がある。

### <査定結果>

#### -ガス需給計画-

1. 積算根拠に乏しい想定を行っていたため、過去実績を用いた算定とする。
2. 大口需要家との契約変更を踏まえて算定する。

計 2,442千m<sup>3</sup>を需要想定の需要量に追加する(3年平均)

#### -設備投資計画-

大口需要家との契約変更を踏まえて算定する。

計 60百万円 設備投資計画から減額する(3年平均)

#### -労務費-

1. 役員給与について、業務内容が不明確な役員(相談役等)については除外し、一般ガス導管事業等の業務の執行上必要不可欠な役員のみ算定とする。
2. 役員給与、給料、雑給、賞与手当、法定福利費、厚生福利費、退職手当について、附帯事業に関する費用が振替されていなかったことから振替を行い算定する。
3. 役員給与、給料、雑給、賞与手当、法定福利費、厚生福利費、退職手当について、経営効率化を前提とした額でなかったことから減額する。

計 56,528千円 託送料金原価から減額する(3年平均)

#### -修繕費-

大口需要家との契約変更を踏まえて算定する。

計 31千円 託送料金原価に反映する(3年平均)

#### -減価償却費-

1. 大口需要家との契約変更を踏まえて算定する。
2. 附帯事業に関する費用が振替されていなかったことから振替を行い算定する。

計 7,036千円 託送料金原価から減額する(3年平均)

#### -事業者間精算費-

ガス需給計画の変更を反映する。

計 6,064千円 託送料金原価に反映する(3年平均)

### -その他経費-

1. 電力料、水道料、使用ガス費、消耗品費、運賃、旅費交通費、通信費、保険料、賃借料、委託作業費、教育費、需要開発費、雑費、租税課金について、附帯事業に関する費用が振替されていなかったことから振替を行い算定する。
2. 電力料、水道料、使用ガス費、消耗品費、運賃、旅費交通費、通信費、保険料、賃借料、委託作業費、教育費、需要開発費、雑費について、経営効率化を前提とした額でなかったことから減額する。
3. 委託作業費について、派遣社員料、メーター交換費、コンビニ収納手数料等が積算根拠に乏しい想定となっていたことから過去実績額により算定する。
4. 雑費については、審査要領にて認められる団体費のみ原価に算定する。
5. 租税課金について、固定資産税・都市計画税を大口需要家との契約変更を踏まえて算定する。

計 50,552千円 託送料金原価から減額する（3年平均）

### -法人税・地方法人税・住民税（法人税割に限る。）-

前述の内容を踏まえ算定する。

計 47千円 託送料金原価から減額する（3年平均）

### -事業報酬-

1. 固定資産投資額について、大口需要家との契約変更を踏まえて算定する。
2. 運転資本について、前述の営業費等の変更を踏まえて算定する。

計 4,766千円 託送料金原価から減額する（3年平均）

### -控除項目-

事業報酬算定の基礎となった資産から生じた賃借料等が発生していたことから控除項目の雑収入に反映する。

計 32,865千円 託送料金原価に反映する（3年平均）

### -効率化努力目標額-

個別査定終了後の託送料金原価を用い、申請者の設備投資関連費用、一般書経費についてグループ内事業者と比較した結果、設備投資関連費用、一般書経費ともに第Ⅲ類となった。このため、設備投資関連費用、一般書経費の1パーセントの合計額を効率化努力目標額として託送料金原価から減額する。なお、比較する過程で使用した共通補正係数は、すべての事業者において1.0となった。

計 36,150千円 託送料金原価から減額する（3年平均）